

評価の概要

1. 指定管理者の指定期間及び評価委員会

指定期間	指定管理者	評価の対象年度	評価委員会の任期
【第 1 期】 平成 2 9 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 3 1 日 （5 年間）	T R C ・野村 不動産パート ナーズ共同企 業体	● 平成 2 9 年度	平成 2 9 年度～令和元年度 （任期：平成 2 9 年 8 月 1 0 日 ～令和元年 8 月 9 日）
		● 平成 3 0 年度	
		● 令和元年度	令和 2 年度～令和 3 年度 （任期：令和 2 年 4 月 3 0 日 ～令和 4 年 3 月 3 1 日）
		● 令和 2 年度	
		● 令和 3 年度	令和 4 年度～令和 5 年度 （任期：令和 4 年 4 月 3 0 日 ～令和 6 年 3 月 3 1 日）
【第 2 期】 令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 3 1 日 （5 年間）	T R C ・野村 不動産パート ナーズ共同企 業体	● 令和 4 年度	令和 6 年度～令和 7 年度 （任期：令和 6 年 4 月 3 0 日 ～令和 8 年 3 月 3 1 日）
		● 令和 5 年度	
		● 令和 6 年度	令和 8 年度～令和 9 年度 （任期：令和 8 年 4 月 3 0 日 ～令和 10 年 3 月 3 1 日）
		● 令和 7 年度	
		● 令和 8 年度	

2. 令和 8 年度評価委員会スケジュール

今年度評価委員会 （予定）	時期	内容
第 1 回	5 月 19 日（火）	船橋市図書館及び指定管理者評価の概要等について
第 2 回	10 月上旬	指定管理者の評価について（意見集約と方向性の整理）
第 3 回	11 月上旬	指定管理者の評価について（評価の決定）

3. 評価対象施設

評価対象施設
船橋市中央図書館
船橋市東図書館
船橋市北図書館

※各館は所管する公民館図書室等の図書館資料収集・管理も行う

4. 評価記号と評価基準

評価記号	評価基準
S	要求水準・提案水準を上回る
A	要求水準・提案水準と同等である
B	要求水準・提案水準を下回るが、速やかな改善が見込める
C	要求水準・提案水準を下回り、抜本的な見直しが必要である
段階外	今年度は要求・提案上の取り組み事項がない、または行えないことにつき正当な理由があるため、評価は見送る

要求水準…基本協定書、年次協定書、仕様書等で求める水準

提案水準…事業計画書等で提案された水準

※要求水準が提案水準を下回る場合、提案水準をもって評価する

要求水準とは

市が指定管理者に求める基準となります。これに基づき作成されたものが、「仕様書、基本協定書、年次協定書」等になります。

提案水準とは

指定管理者から事業計画書等で新たに提案されたものが提案水準となります。

5. 評価の考え方と記し方

- ① 記述欄には具体的にどのような要因からその評価が導かれたかの説明や、今後改善を要する事項を記すこと。館毎に状況が異なり、それぞれに特記の必要がある場合はもれなく記すこと。
- ② 事業報告書に記載のある場合を除き、指定管理者は自らの評価の根拠となる資料を添付すること。
- ③ 船橋市の支援や環境整備が欠けていること、意思決定が遅れたことによる支障が認められる場合は記述欄にその旨を明記すること。またこれらを減点要因とはしないこと。
- ④ 評価は指定管理者、所管課、評価委員会の三者で独立した視点で行うこと。所管課は指定管理者の評価の適切性、評価委員会は指定管理者と所管課評価の適切性も含めて評価すること。

所管課とは：西図書館のことを表します。